

第 1 2 8 回 定 時 株 主 総 会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

第128期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

■ 事業報告

- ・ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

■ 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■ 計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

■ 監査報告書

- ・ 計算書類に係る会計監査報告

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

カナデビア株式会社

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する当社取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

なお、2025年3月25日および同年4月30日に公表しましたとおり、当社グループにおいて、船用エンジン、可燃ごみ焼却施設、し尿処理施設、橋梁、鋳物製品、特殊バルブ等の事業・製品の一部について不適切行為が行われていました。これを受け、不適切行為の再発防止を徹底し、また役職員一人ひとりが、法令・企業倫理違反行為を拒絶できる倫理観を持つことができる組織風土づくりを進めるため、2025年4月23日の取締役会決議により、当該体制の整備に関する基本方針（「内部統制基本方針」）の一部改正を決議しています。以下では、当該改正（追加を含む）の内容（当該改正前から実施済みの事項も含みます）も併せて記載します。

① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 全役職員が遵守すべき倫理行動憲章を策定・周知するとともに、取締役社長が絶えずその精神を明確に示すことにより、法令・企業倫理の遵守は企業存立の基盤であり、すべての企業活動における前提であることを徹底する。

ロ. 当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を当社取締役会に報告する。

【追加】コンプライアンス委員会のもとに、営業活動における法令および企業倫理の遵守等のための指導、監督を目的として営業コンプライアンス委員会を設置し、その活動状況をコンプライアンス委員会に報告する。同じく、コンプライアンス委員会のもとに、品質保証体制の強化および品質不正防止を目的として品質コンプライアンス委員会を設置し、その活動状況をコンプライアンス委員会に報告する。

ハ. 内部通報制度の整備により、法令違反行為等を予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する役職員の声を経営に反映させる。

ニ. 当社全役職員から法令・企業倫理遵守に係る誓約書を提出させるとともに、法令等違反行為者およびこれを知りつつ隠匿した者に対する処分規定を整備する。

【追加】当社グループ会社の全役職員にも誓約書を提出させる。

ホ. 財務情報その他当社および当社グループの業務に関する重要事実については、その管理に係る規程を整備し、適時適切な開示を実施する。

ヘ. 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するため、担当部署を設置するとともに、当社各部門の協力体制により、整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

【追加】当該整備・運用状況の評価・改善の結果を取締役に報告する。

ト. 当社内部監査担当部門は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告する。

チ．倫理行動憲章はグループ会社にも周知し、グループ各社は、当社支援のもと、各社の実情も踏まえた法令・企業倫理遵守体制を整備する。また、内部通報制度は、グループ会社役職員も利用対象に含める。

リ．当社内部監査担当部門が実施する内部監査は、グループ会社も対象とし、監査の要領については、当社の内部監査に係る規程を準用する。

ヌ．反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が、警察等外部の専門機関とも連携し、その体制を構築・整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役会その他の経営会議体の議事については、法令および社内規程に基づき、各会議体の事務局が議事録を作成し、適正に保存、管理する。

ロ．取締役の意思決定、職務執行に係る情報の記録は、当社の定める文書または電磁的記録の管理に関する諸規程に基づき、適正に保存、管理する。

ハ．会社秘密、未公表の重要事実、個人情報については、その保存および管理・運用に係る規程を整備し、相当の注意をもってこれを管理する。

③ 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．事業運営上生じうるリスクについて継続的に評価・監視するとともに、財政状態、経営成績に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクについて当社取締役会に報告する。

【追加】上記リスクの評価・監視は、当該リスクの類型に応じた当社および当社グループ各社の各担当部門において自ら行うほか、当該部門において、リスクに対する適時適切な是正措置、およびこれを可能にするための教育・指導を行う。また、コンプライアンス担当部門および品質保証部門をはじめとする管理部門においても、各部門が担当するリスクを適切かつ明確に分掌のうえ、当社および当社グループ各社の各担当部門に内在するリスクを継続的に評価・監視するほか、各担当部門と同様に是正措置および教育・指導を行う。

そして、各担当部門および管理部門の取組みならびに下記ロ．の取組みにおいて、財政状態、経営成績に重大な影響を及ぼす可能性またはステークホルダーの信頼を著しく損なう可能性のあるリスクについては、これが速やかに当社取締役会に報告されるための仕組みを整備する。

さらに、以上の取組みを統括するものとして、コンプライアンスおよび不正防止の観点も含め、包括的なグループ全体のリスクの洗い出し・特定、リスク許容度の定義およびこれに基づくリスク評価・対策を行う全社的リスク管理（Enterprise Risk Management）の仕組みを導入し推進する。

ロ．個別製品収益に係るリスクの未然防止、排除のため、関係部門で構成するリスク検討会におけるリスクの抽出・評価およびその回避策の検討等により、適切なリスク管理を実施する。

【追加】事業投資の収益または投資回収に係るリスクの未然防止、排除のため、関係部門で構成する投資委員会におけるリスクの抽出・評価およびその回避策の検討等により、適切なリスク管理を実施する。

ハ、重大リスクが顕在化した際に、迅速かつ適切に対応するため、情報伝達手段、対処方法、管理体制等に係る規程を整備する等、事前の体制整備を行う。

ニ、当社内部監査担当部門は、当社および当社グループ各社の各担当部門におけるリスク管理状況の把握に努めるとともに、その実効性と妥当性を監査し、当社取締役会に報告する。

【追加】当社内部監査担当部門は、当該監査結果を各担当部門にフィードバックする。
また、当社内部監査担当部門は、管理部門から各担当部門に対するリスク管理の内容の共有を受けることにより、不正防止を目的とした監査の実効性を確保するとともに、当該リスク管理の実効性と妥当性を監査する。

④ 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、取締役会は、原則として毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および業務執行の監督を行う。また、取締役会の適正かつ効率的な運用のため、決定事項およびその付議・報告基準に係る規程を整備する。

ロ、当社取締役社長をはじめとする経営幹部からなる経営戦略会議を設置し、基本戦略・重要事項等について十分な審議を尽くし、的確な経営判断ができる体制を整備する。

ハ、当社取締役会は、グループ中期経営計画および各年次計画を決定するものとし、これに基づき、当社各取締役は、具体的な施策および効率的な業務執行体制を整備し、その執行状況を当社取締役会に報告する。

ニ、当社取締役社長を委員長とする経営計画フォロー委員会を設置し、諸施策の進捗状況の把握・検証、問題点の早期発見・予防に努め、もって事業運営が効率的に行われることを確保する。

ホ、経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌、意思決定権限に係る規程を整備し、職務と権限の明確化を図るとともに、情報通信システムの運用および情報資産の保護に係る規程を整備し、これを有効活用する。

ヘ、当社内部監査担当部門は、当社各担当部門およびグループ各社における事業運営が、法令、定款その他の社内諸規程に則って、効率的に実施されているかを監査し、取締役会に報告する。

⑤ 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

内部統制システムの整備に関する協議、グループ経営方針その他の情報の共有化を図るため、当社取締役およびグループ各社の取締役社長による連絡会議を定期的で開催し、グループ会社は、重要な事象が発生した場合には、連絡会議で報告を行う。

⑥ その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、当社からグループ各社に対し取締役、監査役を派遣することにより、業務の適正を監督・監視し、グループ経営のもとでのガバナンス機能、監督機能の強化を図る。

ロ．グループ会社を管理・指導する主管部門を設け、グループ会社の管理・運営基準に則った効率的なグループ経営を推進するとともに、グループ各社における内部統制システムの整備のための支援を行う。

【改正】グループ会社を管理・指導する目的のため、機能別に当社担当部門を設け、グループ会社の管理・運営基準に則った効率的なグループ経営を推進するとともに、グループ各社における内部統制システムの整備のための支援を行う。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

イ．当社監査役の職務を補助すべき組織として、監査役事務局を設置する。

ロ．監査役事務局スタッフは、他の部門に属する職員がこれを兼務することを妨げない。ただし、監査役が、専属スタッフの配置を求めた場合には、合理的な理由のない限りこれを拒むことはできない。

ハ．監査役事務局スタッフが監査役の指示に基づく業務を行うに際しては、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。

ニ．監査役事務局スタッフの人事に係る事項について、取締役は、監査役と協議のうえ決定する。

⑧ **当社および当社グループ会社の役員および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

イ．当社取締役は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役会に報告を行うものとする。

ロ．当社監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、当社の重要な会議に出席し、取締役または職員に対し説明を求めることができる。また、事情により出席しないときは、会議の内容についての説明を受け、議事録、関係資料等を閲覧することができる。

ハ．当社監査役は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて当社および当社グループの役職員に対し説明を求めることができる。

ニ．当社代表取締役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、当社および当社グループに影響を及ぼす重要事項について当社監査役に報告し、意見を交換するものとする。

ホ．当社監査役への報告を行った当社または当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．当社取締役は、当社監査役が、会計監査人、内部監査担当部門およびグループ会社監査役との連係を通じて、実効的な監査を行うことができるよう協力する。
- ロ．当社取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識・理解し、監査運営および監査基準に係る諸規程を職員に周知するほか、監査役の監査が実効的に行われる環境の整備に協力する。
- ハ．当社内部監査担当部門は、内部監査計画、内部監査報告書その他内部監査の実施によって得た必要な情報を監査役に提供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

当社グループの事業活動の基本となる「Kanadevia Value」の中で、企業理念の実現のための経営姿勢のひとつとして「コンプライアンスの徹底」を掲げています。これにより、当社事業活動を支えるステークホルダーの期待に応え、理解を得るためには、「コンプライアンスの徹底」が不可欠であることを明確に示しています。また、取締役社長自ら年頭挨拶や研修会等、様々な機会を活用し、企業経営において何よりも優先すべきはコンプライアンスであることを明確に発信しています。

毎年4月、前年度のコンプライアンスの状況を踏まえた「社長メッセージ」を掲載した携帯用の「カナデビアグループ倫理行動憲章」カード（日本語、英語、中国語版）を配布し、職員が業務を遂行するうえでの規範として活用しています。

また、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、前年度のコンプライアンスの状況を踏まえ、当年度の基本方針および具体的施策を決定し、グループ全体でコンプライアンス活動を推進しています。具体的には、e-ラーニングの実施、各種研修会および講演会の開催、社内報での情報発信などによるコンプライアンスの徹底、内部通報制度による不適切行為の早期発見、早期対応を行っています。さらに、国内外のグループ会社および海外拠点との間で定期報告制度を設け、半期ごとに各社・各拠点のコンプライアンスの遵守状況を確認し、必要に応じて適切なフォローを行うことで、グループ全体でコンプライアンスの徹底を図っています。

なお、船用エンジン、可燃ごみ焼却施設、し尿処理施設、橋梁、鋳物製品、特殊バルブ等の事業・製品の一部における不適切行為の判明を受け、コンプライアンスの状況を改めて確認するとともに、当該不適切行為の原因究明、再発防止策の策定・実施、コンプライアンス徹底の旨の取締役社長による情報発信を行いました。

② リスク管理について

当社および当社グループ各社は、コンプライアンス、品質、環境、安全、災害、情報セキュリティその他事業運営上生じうる個別リスクについて、各担当部門およびグループ各社においてリスクを継続的に管理する体制を構築し、リスクの未然防止に努めています。

受注プロジェクトにおいては、各担当部門においてプロジェクトの見積段階から事業リス

クを検討し、技術、見積、納期、契約リスクを明らかにし、リスク対策を講じたうえで受注の可否を判断することにより、リスクの排除を図っています。受注後も、プロジェクトの進捗状況を適宜フォローし、リスクの早期発見・早期対応を行うことで、品質、工程等の確保を行っています。

また、出資を伴う事業投資プロジェクトにおいては、その投資判断、投資決定後のフォローのみならず、撤退条件の設定、出口戦略の明確化が重要となりますので、これらプロセスにおけるリスク管理の徹底を図っています。

受注プロジェクトにおいては企画管理本部内にプロジェクトリスクを管理する部門を設置し、また、事業投資プロジェクトにおいては意思決定機能を有する「投資委員会」を設置し、国内外の主要子会社を含むグループ全体のリスク管理を徹底しています。

海外案件について、カンントリーリスクへの対応を強化し、特に海外派遣職員に対する安全、医療面の体制整備のため、緊急時ガイドラインの作成、海外安全・医療サービス契約の締結など環境整備を図っています。

なお、当社は2025年3月1日付でERM室を新設し、グループ全体の重要な戦略リスクの洗い出し・特定、リスク許容度の定義およびこれに基づくリスク評価・対策を統括的に行う全社的リスク管理（Enterprise Risk Management）の導入を進めています。今後、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント体制の運営、グループリスクの管理、各部門・グループ各社のモニタリング等を担うとともに、当社取締役会にリスクマネジメント方針・重要リスク事案について報告し、取締役会の監督を受けることとします。

③ 取締役の職務の執行について

2024年度は取締役会を18回開催し、船用エンジン事業をはじめとする一部の事業・製品に判明した不適切行為に関する報告・審議、ならびに法令、定款および取締役会規程に定められた経営上の重要事項（経営上の基本方針、内部統制強化への取組み、エンタープライズリスクマネジメント推進、中期経営計画の進捗状況、予算策定・フォロー、ポートフォリオ分析に基づく事業の選択・集中の推進、サステナビリティ推進、ブランディング推進、人材戦略、脱炭素化事業への取組み、海外子会社を含む重要投資案件等）を審議・決定するとともに、取締役の職務執行について監督を行っています。また、取締役会でのさらなる審議の充実、効率化を図るため、各取締役に対し、取締役会全体の実効性を評価・分析するためのインタビューおよびアンケートを行い、その結果明らかになった課題を、取締役会の運営改善に活かす取組みを行っています。

④ グループ会社管理について

グループ経営方針・経営計画などの情報共有化を図るために定期的に連絡会議を開催するとともに、グループ各社の経営（コンプライアンス・内部統制の状況を含む）について監督・指導を行っています。特に、グループ会社の重要な事業活動に関しては当社の経営戦略会議、取締役会においても審議、決定することにより、グループ全体として、経営戦略の共有化、事業活動の効率化、シナジーの最大化を追求するとともに、事業の適正性の確保、リスク回避を図っています。

⑤ 内部監査について

監査室（内部監査グループ）では、内部監査規程に基づき、当社および当社グループのリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスを対象に有効性を評価し改善を図ることを目的として、業種・規模・重要性等を踏まえた年間監査計画を策定のうえ、国内外の当社グループ各社の経営活動全般（事業リスク、コンプライアンス、会計、業務管理・手続、品質管理、安全・環境管理、IT管理等）について内部監査を継続して実施し、客観的な観点から評価、助言、是正指導等を行っています。中でもIT管理については、昨今の情報セキュリティリスクの高まりを受けて、2024年度より監査の取組みを強化しています。また、海外グループ会社、海外支店への監査については、その重要性の高まりを受け、段階的な監査体制の強化を行っています。

監査結果および是正の状況については適宜取締役、監査役および被監査部門の責任者に報告を行うとともに、定期的に経営戦略会議および取締役会に監査状況の報告を行っています。

⑥ 監査役の監査について

監査役は、当社各事業拠点および各部門に対する業務および財産の状況の監査ならびに主要な国内外の子会社に対する同様の調査を行っています。特に2024年度は、船用エンジン事業における不適切行為の公表を受けて、本件に対する再発防止策の履行状況について報告を受け、内容を確認しました。また、その他の事業についても担当部門に対して、品質管理体制や内部統制システムの確認を行いました。また、取締役会のほか、経営戦略会議をはじめとする社内の重要会議等への出席、代表取締役との会合等を通じ、重要事項について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなど取締役等の業務執行を監査しました。さらに、社外取締役との間で適宜情報交換を行うなど緊密な連携をとっています。2024年度は監査役会を9回開催し、監査に関する情報交換、各監査役の監査意見の集約・決議を行いました。

また、監査役は、会計監査人と監査計画、監査結果等について定期的に情報交換を行うとともに、会計監査人の適切な監査の実施について監視・検証を行い、また、監査室からは、内部監査に係る監査計画、監査報告、監査によって得られた必要な情報等の提供を受け、定期的に情報交換を実施するなど緊密な連携を保ち、監査の実効性と効率性の確保を図っています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	45,442	7,805	100,651	△1,034	152,865
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,876		△3,876
親会社株主に帰属 する当期純利益			22,103		22,103
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の取得				△299	△299
持 分 変 動 差 額		△3	△21		△24
土地再評価差額金の取崩			12		12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△3	18,218	△299	17,915
当 期 末 残 高	45,442	7,802	118,870	△1,334	170,780

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	1,114	737	△7	2,194	5,755	9,792	6,288	168,946
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△3,876
親会社株主に帰属 する当期純利益								22,103
自己株式の処分								0
自己株式の取得								△299
持 分 変 動 差 額								△24
土地再評価差額金の取崩								12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	362	△208	△12	600	8,049	8,790	2,242	11,032
当 期 変 動 額 合 計	362	△208	△12	600	8,049	8,790	2,242	28,948
当 期 末 残 高	1,476	528	△20	2,794	13,804	18,583	8,530	197,895

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	158社
主要な連結子会社の名称	(株)カナデビアエンジニアリング、(株)エイチアンドエフ、(株)アイメックス、日立造船マリンエンジン(株)、Kanadevia Inova AG.、NAC International Inc.、Osmoflo Holdings Pty Ltd

当連結会計年度に株式を取得したKanadevia Inova Denmark A/S、Kanadevia Inova Service France SAS、Kanadevia Inova Sverige AB、Iona Capital Ltd (他16社)、M2IT SAS、当連結会計年度に設立したKanadevia Inova Lietuva UAB、Kanadevia Inova Biomethane Piemonte S.r.l.、Kanadevia Inova Nederland B.V.、Kanadevia Inova UK Holding Ltd.、朝霞和光環境テクノロジー(株)、柏崎環境テクノロジー(株)、AL BIHOUTH WASTE TO ENERGY O&M DEVELOPER HOLDING CO LTD、AL BIHOUTH WASTE TO ENERGY OPERATION AND MAINTENANCE COMPANY - L.L.C、サンパイロ根室(株)については、その重要性から、連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度において持分法適用の関連会社であったEST INDUSTRIES SENTIS SAS、Sentis Sud Atlantique SASについて、株式の追加取得により子会社となったため連結の範囲に含めております。

一方、前連結会計年度において連結子会社であったOsmoflo Holdings Singapore Pte Ltd、HZI Service UK and Ireland Ltd、東海精機(株)については当連結会計年度に清算終了したため、日立造船プラント技術サービス(株)については当連結会計年度にカナデビア(株)との吸収合併により消滅したため、(株)ナチュラルエナジージャパンについては株式譲渡したためそれぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 HZF Services (Malaysia) Sdn. Bhd.

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の関連会社の数	35社
主要な持分法適用の関連会社の名称	(株)オーナミ、内海造船(株)、スチールプランテック(株)

当連結会計年度に株式を取得したTambowie Bioenergy Holdings Limited、Tambowie Bioenergy Limited、IES Verwaltungsgesellschaft mbh、Biogen Gwyrriad Ltd (他2社)についてはその重要性から、持分法の範囲に含めております。

一方、前連結会計年度において持分法適用の関連会社であったEST INDUSTRIES SENTIS SAS、Sentis Sud Atlantique SASについては、上記のとおり連結の範囲に含めることにしたため、持分法の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称 (非連結子会社)	HZF Services (Malaysia) Sdn. Bhd.
(関連会社)	(株)資源循環サービス

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社のうち、Kanadevia HOLDINGS U.S.A. INC. 始め17社の決算日は12月31日ですが、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

原材料及び貯蔵品……主として個別法又は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

リース期間又は当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理の方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 保証工事引当金

受注工事引渡後に発生する保証工事費にあてるため、過去2年間の実績を基礎に保証工事費見込額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 訴訟損失引当金
係争中の訴訟に対する損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。
- ⑥ 解体撤去引当金
将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。
- ⑦ 株式報酬引当金
当社の取締役等に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式報酬規程に基づき、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付等の見込額を計上しております。
- ⑧ 品質不適切行為関連費用引当金
品質に関連する不適切な事象等により、損失の発生が想定され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる費用等については、当該損失見込額を計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間又は10年間の均等償却を行っております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～12年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社が主な事業としている環境事業、機械・インフラ事業及び脱炭素化事業において、工事の実施及び製品の販売を行っており、主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。
- ・ 工事契約
エンジニアリング、製造等の工事契約にかかる収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客に提供する当該履行義務の充足にかかる進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。当該工事契約は、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができるかと判断いたしました。進捗度の測定は、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。一部の連結子会社において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約履行に伴い発生する納期遅延及び性能未達等による損害賠償金等、顧客への一定の返金義務が生じることが見込まれる場合には、当該部分を見積った上で収益を減額しております。取引の対価は、主として、

履行義務の充足の進捗に応じて、又は顧客との契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- ・ 製品の販売

製品の販売にかかる収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は製品の引渡時点で認識しております。取引の対価は、主として、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- ③ グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

(工事契約に係る収益認識)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転する契約において、主に一定の期間にわたり収益を認識する方法で計上した売上高は434,672百万円であります。

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社及び連結子会社は、契約で約束した財又はサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客に移転する工事契約については、契約毎に工事収益総額・工事原価総額及び履行義務の完全な充足に向けての進捗度を見積ることにより、当連結会計年度の収益を認識しております。

これらの見積りのうち、工事原価総額は顧客との契約によって定められた仕様や納期等を踏まえ、作業内容を特定し適切なコストを見積ることによって算定されております。また、適時見直しを行い、受注後の状況の変化を工事原価総額の見積りに反映しております。

なお、主要な顧客との間で、中途解約の発生及び災害、工事遅延等による追加コストの発生ならびに技術・製品トラブル等に伴うペナルティの発生など、当初見積った工事原価総額を上回るコストが発生した場合、翌連結会計年度の経営成績に影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の繰延税金資産の金額は21,341百万円であります。

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は事業計画を基礎とした将来の課税所得の発生やタックスプランニングを考慮し回収可能性を検討しております。特に税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産は、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮し、将来発生する課税所得により解消が見込まれる可能性が高い範囲内で認識されております。

将来の課税所得の発生を基礎とする事業計画は、各社において、受注見込などに事業環境等を考慮し、一定の仮定を置いて策定しております。

なお、経営環境の変化などにより将来の課税所得を見直した結果、繰延税金資産の全額又は一部に回収可能性がないと判断し、繰延税金資産の取崩が必要となった場合には翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く、以下同じ）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、本制度）を導入しております。

- (1) 制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託を通じて当社株式（当社普通株式、以下同じ）を取得し、取締役及び執行役員に対して、当社取締役会が定める役員株式報酬規程に従って、その役位及び業績目標達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当該信託を通じて当社株式及び当社株式の換価処分

金相当額の金銭を毎年交付する制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末295百万円、329,630株となります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	3,167百万円
商品及び製品	305百万円
その他（流動資産）	513百万円
建物及び構築物	1,854百万円
機械装置及び運搬具	1,204百万円
工具、器具及び備品	69百万円
使用権資産	190百万円
土地	611百万円
建設仮勘定	511百万円
その他の無形固定資産	75百万円
投資有価証券	699百万円
預金等（満期3ヶ月超）	2,412百万円
長期貸付金	6百万円
その他（固定資産）	1,870百万円
計	13,492百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	392百万円
長期借入金	2,317百万円
計	2,709百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 165,973百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の未払債務等に対し、次のとおり保証を行っております。

AlBihouth Waste To Energy Project Company - L.L.C.	2,805百万円
Warsan Waste Management company P.S.C	680百万円
地中空間開発(株)	531百万円
(株)資源循環サービス	131百万円
大阪バイオエナジー(株)	0百万円
計	4,149百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、当社は事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。
- ・再評価を行った年月日……2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△71百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 170,214,843株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,876	23	2024年 3月31日	2024年 6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 4,212百万円

② 1株当たり配当額 25円

③ 基準日 2025年3月31日

④ 効力発生日 2025年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金及び設備資金については、まず営業キャッシュ・イン・フローを充当し、不足分について必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余剰は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎に期日及び残高の管理を行い、軽減を図っております。

外貨建のキャッシュ・イン・フローに係る為替変動リスクは、原則として外貨建のキャッシュ・アウト・フローとネットしたポジションについて先物為替予約等を利用し、ヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券ならびに株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

借入金及び社債は、主に運転資金及び設備資金の調達を目的としており、借入金に係る金利変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を実施しております。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払費用及び未払法人税等につきましては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（注 1）	115,436 △483		
	114,953	115,063	109
(2) 有価証券及び投資有価証券	8,386	8,038	(347)
資産 計	123,340	123,102	(237)
(1) 短期借入金	(36,396)	(36,462)	(65)
(2) 1年内償還予定の社債	(10,000)	(9,969)	30
(3) 社債	(10,000)	(9,829)	170
(4) 長期借入金	(70,132)	(70,261)	(128)
負債 計	(126,529)	(126,522)	7
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(7)	(7)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	1,121	1,121	—
デリバティブ取引 計	1,114	1,114	—

（注 1）受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注 2）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となるものについては、（ ）で示しております。

（注 3）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	4,031
非上場株式等	15,155

これらは、「資産（2）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

(1) 受取手形及び売掛金

短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期にわたるものの時価は、一定の期間毎に分類し、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

一部の在外連結子会社が適用しているIFRS第9号「金融商品」により時価評価を行う株式は、投資先から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フローを割り引くこと等により時価を算定しております。観察不能なインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

負 債

(1) 短期借入金

短期借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。これ以外については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内償還予定の社債、(3) 社債

社債は市場価格に基づき時価を算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、先物為替相場によるレートを使用しているため、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸土地等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
11,949	9,042

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産評価額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社の売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社及び連結子会社における事業を財又はサービスの種類別、及び地域別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	環境	機械・ インフラ	脱炭素化	その他	合計
EPC（新規建設）	243,868	—	—	—	243,868
継続的事業	209,606	—	—	—	209,606
プレス	—	21,607	—	—	21,607
精密機械	—	25,797	—	—	25,797
インフラ	—	25,956	—	—	25,956
その他機械	—	9,629	—	—	9,629
船用原動機	—	—	26,974	—	26,974
プロセス	—	—	26,707	—	26,707
脱炭素化	—	—	3,934	—	3,934
風力発電	—	—	12,632	—	12,632
その他	—	—	—	3,814	3,814
顧客との契約から生じる収益	453,471	82,989	70,247	3,814	610,523
外部顧客への売上高	453,471	82,989	70,247	3,814	610,523

(2) 地域別の内訳

(単位：百万円)

	環境	機械・ インフラ	脱炭素化	その他	合計
日本	195,057	68,571	46,972	2,488	313,089
ヨーロッパ	205,979	661	430	—	207,071
アジア	7,774	10,655	5,791	1,325	25,546
北米	9,071	2,029	14,681	—	25,782
中近東	27,314	17	921	—	28,253
その他	8,274	1,054	1,449	—	10,778
顧客との契約から生じる収益	453,471	82,989	70,247	3,814	610,523
外部顧客への売上高	453,471	82,989	70,247	3,814	610,523

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「4. 会計方針に関する事項」と同一のため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	7,154
売掛金	110,421
計	117,575
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	10,106
売掛金	105,329
計	115,436
契約資産(期首残高)	117,231
契約資産(期末残高)	112,583
契約負債(期首残高)	48,741
契約負債(期末残高)	40,600

契約資産は、期末日時点で完了しているが未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。取引の対価は、主として、履行義務の充足の進捗に応じて、又は顧客との契約に基づき段階的に受領しております。契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するもので、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、37,478百万円です。契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、営業債権への振替（同、減少）により生じたものです。

契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものです。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額は、10,368百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	環境	機械・ インフラ	脱炭素化	その他	合計
残存履行義務	1,623,166	86,262	86,505	565	1,796,499

当該履行義務のうち、期末日後1年以内に約27%、1年超～3年以内に約27%が収益として認識されると見込んでいます。残り約46%は、主に環境事業における長期運営事業であり、4年後以降に収益として認識されるものです。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,125円91銭

1株当たり当期純利益 131円33銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 329千株

期中平均の当該自己株式の数 219千株

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の株式譲渡及び一部事業譲渡)

当社は、2025年5月1日付で、当社の連結子会社である株式会社エイチアンドエフ（以下、「エイチアンドエフ」）の全発行済株式を株式会社アマダ（以下「アマダ」）に譲渡すること（以下「本件株式譲渡」といいます。）並びに、当社の連結子会社である科納維商貿(上海)有限公司、Kanadevia India Private Limited及び PT. Kanadevia INDONESIAの事業の一部を譲渡すること（以下「本件事業譲渡」といいます。）となりました。これにより、エイチアンドエフ並びに同社の完全子会社であるH&F SERVICES U.S.A., INC.、H&F EUROPE LIMITED及びH&F Services (Thailand) Co., Ltd.、同社の関連会社であるHZF Services (Malaysia) Sdn. Bhd. は、当社の連結子会社及び関連会社から除外されます。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社アマダ

(2) 分離する事業の内容

プレス機械、各種自動化装置、制御装置の製造・販売及びアフターサービス及び、エイチアンドエフが製造したプレス機械に関するアフターサービスに付随した業務

(3) 事業分離日

2025年5月1日

(4) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡及び事業譲渡

(5) 本件株式譲渡及び本件事業譲渡の理由

エイチアンドエフは、その前身となる福井機械株式会社が1964年に設立されて当社グループに加わって以降、1999年に当社のプレス事業と統合し現在の「エイチアンドエフ」に商号を変更、自動車用大型プレス機械の製造・アフターサービスを展開し、主に日系自動車会社向けに事業を展開してきました。その間、2006年には株式会社東京証券取引

所のJASDAQ(当時)に上場、2017年からは当社の完全子会社として当社グループのプレス事業を担ってきました。近年、自動車のEV化に伴う車体の軽量化等、生産能力の要求レベルが高まる中、今後の更なる環境変化も見据え、成長戦略を加速し、収益性を改善・向上させるためのパートナーシップを模索してきました。その結果、アマダがエイチアンドエフの親会社になることで、アマダグループの保有する中小型プレス機械との補完性や、販売基盤と加工ノウハウ等の活用による事業機会の拡大、経営基盤の強化、更なる企業価値向上が期待できるものと判断し、本件株式譲渡及び本件事業譲渡を行うことを決定いたしました。

2. 実施する会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額と移転する事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
現在算定中です。

- (2) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき会計処理をする予定です。

3. 分離する事業が含まれていた報告セグメント 機械・インフラ

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	355,016	負 債 の 部	253,487
流 動 資 産	185,376	流 動 負 債	167,100
現金及び預金	14,923	支払手形	418
受取手形	4,508	電子記録債務	3,043
売掛金	48,734	買掛金	21,182
契約資産	49,700	一年内償還予定社債	10,000
有価証券	1	短期借入金	32,220
仕掛品	3,418	リース債務	164
原材料及び貯蔵品	2,190	未払金	2,215
前渡金	14,133	未払費用	32,630
前払費用	870	株式報酬引当金	52
未収入金	8,324	未払法人税等	1,337
立替金	4,387	契約負債	8,749
短期貸付金	32,202	預り金	46,980
その他の他	3,084	保証工事引当金	3,213
貸倒引当金	△1,102	工事損失引当金	3,537
固 定 資 産	169,618	品質不適切行為関連費用引当金	1,217
有形固定資産	74,507	その他の他	138
建物	13,458	固 定 負 債	86,386
構築物	3,736	社債	10,000
機械及び装置	6,757	長期借入金	60,900
車両運搬具	27	リース債務	326
工具、器具及び備品	915	退職給付引当金	12,957
土地	47,884	関係会社支援損失引当金	131
リース資産	540	解体撤去引当金	858
建設仮勘定	1,185	資産除去債務	794
無形固定資産	3,332	その他の他	418
特許権	0	純資産の部	101,528
ソフトウェア	2,284	株 主 資 本	100,982
施設利用権	86	資本金	45,442
その他の他	961	資本剰余金	10,194
投資その他の資産	91,778	資本準備金	5,946
投資有価証券	3,569	その他資本剰余金	4,248
関係会社株式	47,602	利益剰余金	46,679
関係会社出資金	2,518	利益準備金	3,063
長期貸付金	21,739	その他利益剰余金	43,615
長期前払費用	940	繰越利益剰余金	43,615
繰延税金資産	15,224	自己株式	△1,334
その他の他	1,366	評価・換算差額等	546
貸倒引当金	△1,182	その他有価証券評価差額金	△21
繰延資産	20	繰延ヘッジ損益	907
社債発行費	20	土地再評価差額金	△340
資 産 合 計	355,016	負債・純資産合計	355,016

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	216,255
売 上 原 価	180,896
売 上 総 利 益	35,358
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	30,936
営 業 利 益	4,422
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,226
受 取 配 当 金	2,295
そ の 他	1,260
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	829
そ の 他	3,342
経 常 利 益	5,032
特 別 利 益	
受 取 和 解 金	2,187
関係会社支援損失引当金戻入	713
統 合 に 伴 う 株 式 消 滅 差 益	254
特 別 損 失	
品 質 不 適 切 行 為 関 連 費 用	3,299
税 引 前 当 期 純 利 益	4,888
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,016
法 人 税 等 調 整 額	△7,222
当 期 純 利 益	11,093

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 45,442	百万円 5,946	百万円 4,248	百万円 10,194	百万円 2,675	百万円 36,785	百万円 39,461	百万円 △1,034	百万円 94,063
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△3,876	△3,876		△3,876
剰余金配当に伴う積立					387	△387	－		－
当 期 純 利 益						11,093	11,093		11,093
自 己 株 式 の 処 分			0	0				0	0
自 己 株 式 の 取 得								△299	△299
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0	387	6,830	7,217	△299	6,918
当 期 末 残 高	45,442	5,946	4,248	10,194	3,063	43,615	46,679	△1,334	100,982

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ 損 ツ 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	百万円 △25	百万円 767	百万円 △340	百万円 401	百万円 94,465
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,876
剰余金配当に伴う積立					—
当 期 純 利 益					11,093
自 己 株 式 の 処 分					0
自 己 株 式 の 取 得					△299
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4	140	—	144	144
当 期 変 動 額 合 計	4	140	—	144	7,063
当 期 末 残 高	△21	907	△340	546	101,528

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 - デリバティブ……………時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 原材料及び貯蔵品……………個別法又は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
 - 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
4. 有形固定資産の減価償却の方法（リース資産を除く）
 - 定率法を採用しております。
 - ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
5. 無形固定資産の減価償却の方法
 - 定額法を採用しております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
6. リース資産の減価償却の方法
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7. 繰延資産の処理の方法
 - 社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
8. 貸倒引当金の計上基準
 - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
9. 保証工事引当金の計上基準
 - 受注工事引渡後に発生する保証工事費にあてるため、過去2年間の実績を基礎に保証工事費見込額を計上しております。
10. 工事損失引当金の計上基準
 - 受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。
11. 退職給付引当金の計上基準
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。
 - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費

用処理することとしております。

退職給付に係る未認識過去勤務費用ならびに未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこの会計処理の方法と異なっております。

12. 関係会社支援損失引当金の計上基準

関係会社に対する支援に係る損失に備えるため、財政状態や事業価値等を勘案して個別に設定した支援損失見込額を計上しております。

13. 解体撤去引当金の計上基準

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

14. 株式報酬引当金の計上基準

当社の取締役等に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式報酬規程に基づき、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付等の見込額を計上しております。

15. 品質不適切行為関連費用引当金の計上基準

品質に関連する不適切な事象等により、損失の発生が想定され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる費用等については、当該損失見込額を計上しております。

16. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の主な事業としている環境事業、機械・インフラ事業、脱炭素化事業において、工事の実施及び製品の販売を行っており、主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

・ 工事契約

エンジニアリング、製造等の工事契約にかかる収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客に提供する当該履行義務の充足にかかる進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該工事契約は、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができる判断いたしました。進捗度の測定は、期末日までに発生した原価が、見積総原価に占める割合に基づいて行っております。契約履行に伴い発生する納期遅延及び性能未達等による損害賠償金等、顧客への一定の返金義務が生じることが見込まれる場合には、当該部分を見積った上で収益を減額しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足の進捗に応じて、又は顧客との契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

・ 製品の販売

製品の販売にかかる収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は製品の引渡時点で認識しております。取引の対価は、主として、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

17. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

（役務の提供・工事契約に係る収益認識）

財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転する契約において、一定の期間にわたり収益を認識する方法で計上した売上高は148,640百万円であります。なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」と同一のため、注記を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

当事業年度の繰延税金資産の金額は15,224百万円であります。

なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」と同一のため、注記を省略しております。

追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、概要については、連結計算書類「連結注記表（追加情報）」と同一のため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

短期貸付金	1百万円
投資有価証券	7百万円
関係会社株式	1,180百万円
関連会社出資金	1,353百万円
長期貸付金	6百万円
計	2,549百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 99,640百万円

3. 保証債務

他の会社の工事履行債務等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Kanadevia Inova AG.	151,178百万円
Kanadevia Inova Steinmüller GmbH	20,128百万円
Osmoflo Holdings Pty Ltd	6,033百万円
AlBihouth Waste To Energy Project Company - L.L.C.	2,805百万円
長岡環境テクノロジー(株)	1,421百万円
Kanadevia Inova Biogas Jönköping AB	1,420百万円
NAC International Inc.	1,374百万円
御殿場小山環境テクノロジー(株)	1,132百万円
その他	3,442百万円
計	188,936百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	48,682百万円
長期金銭債権	21,736百万円
短期金銭債務	50,076百万円
長期金銭債務	44百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。
- ・再評価を行った年月日……2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△71百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	35,951百万円
仕入高	13,978百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,847百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,026,463株
------	------------

(注) 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式329千株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損損金不算入額、退職給付引当金損金不算入額等であり、回収可能性の認められないものには評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱カナデビアエンジニアリング	所有 直接100%	資金の貸借	資金の借入 (注1)	△1,206 (注2)	預り金	7,348
子会社	㈱エーエフシー	所有 直接100%	資金の貸借	資金の借入 (注1)	480 (注2)	預り金	10,270
子会社	㈱エイチアンドエフ	所有 直接100%	資金の貸借	資金の借入 (注1)	△3,289 (注2)	預り金	11,508
子会社	Kanadevia Inova AG.	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	20,773 (注2)	短期貸付金	27,490
子会社	Kanadevia Inova AG.	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	3,386 (注2)	長期貸付金	13,181
子会社	Kanadevia Inova AG.	所有 直接100%	資金の貸付	貸付金利息 (注1)	861	—	—
子会社	Kanadevia Inova AG.	所有 直接100%	資金の貸付 債務保証	経営指導料の 受取	481 (注3)	—	—
子会社	Kanadevia Inova AG.	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注4)	151,178	—	—
子会社	Kanadevia Inova Steinmüller GmbH	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注4)	20,128	—	—
子会社	Osmoflo Holdings Pty Ltd	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注4)	6,033	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付及び借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 資金の貸借に係る取引金額は、純増減額を記載しております。

(注3) 経営指導料については、当社グループの規定に基づき、各子会社の事業規模に応じた負担割合により決定しております。

(注4) 工事履行債務等に対する保証を行ったものであり、当該子会社の信用力に見合った保証料を受領しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	603円66銭
------------	---------

1 株当たり当期純利益	65円92銭
-------------	--------

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式は、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数	329千株
-------------	-------

期中平均の当該自己株式の数	219千株
---------------	-------

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 16. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

重要な後発事象に関する注記

連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」と同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

カナデビア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻 井 健 太

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 村 武 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カナデビア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上